

平成23年度第6回政策会議

日時 平成23年10月24日(月) 11:00~11:20
会場 市長会議室
参集者 工藤市長 中林副市長 片岡副市長 秋田企業局長
渡辺企画部長 大竹財務部長

議題 市立障がい児・者統合施設の名称の決定および 手数料の改定について

◎対応 川越福祉部長, 下中福祉部次長, 中川福祉事務所長,
岸本福祉推進課長, 長舩あおば学園長, 後藤ともえ学園長,
本吉青柳学園長, 佐賀井社会課長, 佐藤社会課主査

◆ 議題の趣旨 ◆

平成24年4月1日に開設予定の市立障がい児・者統合施設の名称および手数料の改定について協議を行いました。

◆ 協議の結果 ◆

市立障がい児・者統合施設の名称は、「はこだて療育・自立支援センター」に決定するとともに、手数料の改定を行うこととしました。

◆ おもな発言 ◆

■ 川越福祉部長

市立障がい児・者統合施設について、まず、施設の概要であるが、統合施設については、平成24年4月1日の開設を目指しており、事業の内容については、青柳学園・ともえ学園・あおば学園の3園で実施している事業を継続するほか、特に近年増大している発達障がい児の対応として常勤専門医を配置した療育体制を構築し、相談や指導を担う相談支援専門職員を置き、障がい児支援や相談機能を強化する。

さらに、新規事業として、自立訓練(生活訓練)事業を実施する。

本日の政策会議では、統合施設の名称および使用料・手数料の見直しについて協議したい。

新たな施設は、不特定多数の方々ではなく、障がいのある特定の方々を利用する施設であるため、名称については公募という形はとらず、行政として決定するものとし、障がいの文字を入れずに施設の種類や用途が分かりやすい表現ということで、当部としては、「はこだて療育・自立支援センター」という名称にしたいと考えている。

新たな施設は3園の機能が集まることとなり、事業の名称については、現在、それぞれの事業を行っている施設名を取り入れることとしたい。

また、新たな施設の使用料・手数料については、現在、青柳学園の診療所で徴収している診断書料が「1件について500円以内」となっているが、相当の期間見直しされていないため、他の施設の状況を参考とし、一般的な金額となる2,000円にしたい。

さらに、証明書料については、「1件について100円以内」となっているが、これも手数料条例に規定するその他の証明手数料と同様に300円にしたい。

なお、新たな施設の設置条例案については、12月定例会で提案を予定している。

■工藤市長

新たな施設には常勤専門医を配置することになるが、適切な人材は確保できるのか。

■川越福祉部長

市立函館病院の勤務経験もある医師の承諾を得ている。

現在、函館では、発達障がいの診断が1年待ちという状況もあるが、常勤専門医の配置により、発達障がいの診断も早くなり、早期療育につながるものと考ええる。

■工藤市長

新たな施設と現在の3園において、職員配置に違いはあるのか。

■川越福祉部長

新規事業への対応等に伴う専門職の配置もあるが、正規職員については、統合のメリットにより、新たな施設の職員数の方が、現在の3園の合計職員数より少なくなる予定である。

■工藤市長

「はこだて療育・自立支援センター」という名称は、用途が分かりやすく、正式名称としては良いが、日頃使う名称としては長いのではないか。

例えば、札幌の「ひまわり」のように愛称などが必要でないか。

■川越福祉部長

愛称を付けることは考えていなかったが、利用者に分かりやすいよう、開設までに施設の通称などを検討する。

使用料・手数料の見直しについてはいかがか。

■工藤市長

了承した。